

保管依頼書

令和 年 月 日

音更町長 宛て

下記の買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで音更町に保管を依頼します。

なお、引渡しを受ける前に下記買受財産が破損、紛失などの被害を受けても、音更町が一切責任を持たないことに同意します。

記

買受公売財産(売却区分番号)

第 _____ 号

住所・所在地

氏名・名称

_____ 印

電話番号

携帯番号

注 買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。

保管できる期間は、買受代金納付期限から1か月間です。